

感染症による出席停止について

生徒が、下記のような感染性の疾患にかかった場合には、学校における流行を防ぐため登校が禁止されます。医師の指示する期間は療養に努めて、再登校の際には次面などに主治医の所見をいただいて学校にご提出ください。（医療機関により文書料が必要な場合もあります）

出席停止期間は、出席すべき日数から差し引かれるため欠席にはなりません。

《 学校で予防すべき主な感染症と出席停止の期間の基準 》

★飛沫感染する感染症で、学校において流行を広げる可能性が高いもの

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

★学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの

腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医等において 感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他の感染症	

※「その他の感染症」とは、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大をふせぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症とし措置をとることができる感染症です。

以前は「感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）」で出席停止扱いとなった場合がありますが、文部科学省の見直しにより、学校で大流行が確認された場合のみ出席停止の対象となります。

主治医様

大阪府立泉北高等学校

感染症による出席停止に関するお願い

学校において流行を広げるおそれのある感染症に罹患した生徒については、学校保健安全法に基づき出席停止の措置を行います。恐れ入りますが、登校が可能となりましたら、下にご記入をいただき、受診者にお渡しくださいますようよろしくお願いいたします。

年 組 番 生徒氏名

医師意見書

病名 (疑い含む)

- 1. インフルエンザ (型)
- 2. 百日咳
- 3. 麻疹
- 4. 流行性耳下腺炎
- 5. 風疹
- 6. 水痘
- 7. 咽頭結膜熱
- 8. 結核
- 9. 流行性角結膜炎
- 10. 急性出血性結膜炎
- 11. 腸管出血性大腸菌感染症
- 12. その他 ()

期間 上記疾病にて 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
療養中であつたが、もはや感染の恐れがなく登校に差し支えないものと認める。

注意・連絡事項 ()

令和 年 月 日 医療機関名 及び医師名 印

* 生徒は担任に提出 → 保健室にて原本保管 再登校日 月 日 ()